



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第 2 8 2 号 令和 3 年 1 月 1 9 日 発行

目 次

【 告 示 】

番 号	表 題	担当課名
1 7	特定第 2 号漁業者の同意が漁業災害補償法に規定する要件に適合すると認める件	水産振興課
1 8	漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件の一部を改正する件	同
1 9	同	同
2 0	漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件の一部を改正する件	同
2 1	土地改良区の役員の退任及び就任について届出があった件	農林水産基盤整備局 農山漁村振興課
2 2	保安林予定森林に関する通知を受けた件	農林水産基盤整備局 森林整備課
2 3	同	同

徳島県告示第十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百八条第五項において準用する法第百五条の二第四項の規定により、次の加入区の特定期第二号漁業者の同意が法第百八条第二項に規定する要件に適合すると認めるので、公示する。

令和三年一月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

法第百四条第二号に掲げる漁業

加入区の名称	加入区の区域	漁業の区分
堂浦加入区	堂浦漁業協同組合の地区	主として底びき網を使用して営む漁業及び小型定置漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
阿南加入区	阿南漁業協同組合の地区	船びき網を使用して行う漁業（使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上のもの）
同	同	小型定置漁業
阿部加入区	阿部漁業協同組合の地区	小型定置漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）
木岐加入区	木岐漁業協同組合の地区	同

徳島県告示第十八号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和三年一月十九日から施行する。

令和三年一月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表長原加入区の項中

4 1及び3に掲げる漁業以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

を

4 主として延縄を使用しむ漁業（使用する漁船の総トン数が十トン未満のもの）
5 1、3及び4に掲げる以外の漁業（使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの）

に改める。

て営
合計
もの
漁業
船の
満の

徳島県告示第十九号

平成十六年徳島県告示第七百五十六号（漁業災害補償法の規定による区域及び漁業の区分を定めた件）の一部を次のように改正し、令和三年一月十九日から施行する。

令和三年一月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

表中「志和岐加入区」を「由岐第一加入区」に、「志和岐漁業協同組合の地区」を「由岐漁業協同組合の地区のうち美波町志和岐の区域」に、「東由岐加入区」を「由岐第二加入区」に、「東由岐漁業協同組合の地区」を「由岐漁業協同組合の地区のうち由岐第一加入区の区域を除く区域」に改め、同表西由岐加入区の項を削る。

徳島県告示第二十号

平成二十六年徳島県告示第三十七号（漁業災害補償法の規定による一定の水域を定める件）の一部を次のように改正し、令和三年一月十九日から施行する。

令和三年一月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一の表中

てんぐさ志和岐加入区	志和岐漁業協同組合の地区
てんぐさ東由岐加入区	東由岐漁業協同組合の地区
てんぐさ西由岐加入区	西由岐漁業協同組合の地区

を

てんぐさ由岐加入

に改める。

区

由岐漁業協同組合の地区

二の表中

あわび志和岐加入区	志和岐漁業協同組合の地区
あわび東由岐加入区	東由岐漁業協同組合の地区
あわび西由岐加入区	西由岐漁業協同組合の地区

を

あわび由岐加入区

に改める。

由岐漁業協同組合の地区

徳島県告示第二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任及び就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和三年一月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 土地改良区の名称

渭北渭東土地改良区

二 退任役員及び就任役員

役員名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所
理 事	岸 忠 夫	岸 忠 夫	徳島市東吉野町二丁目四
同	北川 恵 二	北川 恵 二	住吉四丁目八―二二
同	久 林 豊		住吉五丁目六―二七
同	篠 原 敬	篠 原 敬	同 東吉野町二丁目六
同	山 田 栄 治	山 田 栄 治	同 北沖洲二丁目一四―四八
同		井 形 圭 治	同 住吉五丁目八―七七
監 事	林 雅 英	林 雅 英	同 東吉野町一丁目二九
同	郡 薫	郡 薫	同 東吉野町三丁目一三

徳島県告示第二十二号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年一月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 保安林予定森林の所在場所

名西郡神山町鬼籠野字西分二五二、二六二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字西分二五二・二六二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第二十三号

農林水産大臣から森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定による保安林に指定する予定の通知を受けたので、同法第三十条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和三年一月十九日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 保安林予定森林の所在場所
美馬市脇町字横倉三四

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県農林水産部農林水産基盤整備局森林整備課及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）